

港湾運送事業者に対する行政指導について

令和7年3月24日

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事 業 者		住 所			違 反 事 項		行 政 指 導 事 項	
港湾名	事 業 者 名	住 所	業 種	事 業 の 種 類	違 反 概 要	該 当 条 項	行政指導	行政指導年月日
神戸港	三友企業株式会社	神戸市中央区栄町通5丁目1番3号	港湾運送事業	一般港湾運送事業	料金の届出違反	港湾運送事業法第9条第1項	文書警告	令和7年3月14日
尼崎 西宮 芦屋港	大道埠頭株式会社	尼崎市道意町7丁目7番地の2	港湾運送事業	港湾荷役事業	料金の届出違反	港湾運送事業法第9条第1項	文書警告	令和7年3月14日
姫路港	三新運輸株式会社	姫路市飾磨区細江1298番地	港湾運送事業	港湾荷役事業	事業計画に定める業務の確保違反	港湾運送事業法第17条の2第1項	文書警告	令和7年3月14日